

次に、議会内会派からの意見を集約しました。

すべての意見、提言をご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### <前文>

- 全 体 ・少し長いが簡潔にまとめられている。  
・条例制定の宣言についてはインパクトが弱い。  
・シンプルな表現になっていて良い。  
・声を出して読んでもいいような響きのいい文章にしていきたい。  
・上越市らしさを表現するため、歴史上の人物を入れるか、合併の記述に「地域自治区」や「地域協議会」を入れていくことが望ましい。  
・14市町村による合併により誕生したこと並びに市民主権・市民自治に基づく新たな自治の出発であることを文章にする必要がある。
- 3行目 ・「少子化・高齢化の」は「少子高齢化の」の方がいい。  
・「私たちに～考える契機」は「私たちに～考えさせる契機」ではないか。
- 14行目・「何より必要」は「何よりも必要」の方がいい。
- 16行目・「取り組むことを決意して、」のあとに「新しい自治体の設立を宣言するとともに」を加える。この条例制定は新しい真の自治体に脱皮するという歴史的意義があり、この前文において市民が自ら宣言することが重要だと考える。

#### <1 総則>

##### (1) 目的

・「自主自立のまちの実現」は手段であり最終目的ではない。「すべての市民の幸福感や充実感があふれる社会の実現」が目的と考えるので、加えてほしい。

##### (2) 定義

・(5) 協働の定義の中で、「それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下」という表現はわかりやすいものに変えた方がいい。  
・(5) 協働の定義で「市政運営の公共的な」となっているが、協働は市政運営に限らない。「1.(4) 自治の基本原則」「7.(1) 協働」では「公共的課題～」としており、市政運営に限定していないのではないか。

##### (4) 自治の基本原則

・「(2) 市民参画の原則」は「参画機会保障の原則」に変更すべき。男女共同参画も含めた機会均等づくりを明記すべきである。市民参画については「7.(2)」で規定されている。自治の原則として大事なものは参画機会を保障することである。

・「(4) 多様性尊重の原則」については、『全体からの視点』としては理解できるが、『それぞれの立場からの視点』が重要であることから、「個性の尊重と相互理解の原則」としていただきたい。

## <2 市民>

### (1) 市民の権利

・①に下記の文言を追加ならびに修正していただきたい。市民の直接民主主義の諸権利を体系的に明らかにしておくことが重要なため。

記：①市民は、主権者として、この条例及び地方自治法に定める範囲において、次に掲げる権利等を有し、必要に応じてこれを行行使することができる。

- (1) 市長又は市議会議員に立候補し、及び選挙する権利
- (2) 市議会及び市長等に請願する権利
- (3) 条例の制定・改廃を請求する権利
- (4) 市民投票の請求又は発議の権利
- (5) 議会の解散、又は市議会議員及び市長の解職の発議の権利
- (6) 住民監査請求及び住民訴訟の権利

・②の中で、「サービスを楽しむ」とあるが、「平等」を追加し、「サービスを平等に楽しむ」とすべきである。

## <5 市政運営>

全体 ・いくつかの箇所で「議会」とあるが「市議会」にすべきであろう。

### (1) 基本原則

・②の中で、「戦略的に」という表現は「積極的に」換えるべき。

### (3) 財政運営

・②の中で、「情報を市民に」とあるが、「情報を市民と市議会に」していただきたい。

### (16) 危機管理

・①と③の中で、「対応」とあるが「対処」ではないか。

## <6 都市内分権>

全体 ・大項目「6 都市内分権」が「(1) 地域自治区」しかないのであれば、「5 市政運営」に含んでも差し支えないのではないか。

・地域自治の推進を目指している基本条例ならば、「6 都市内分権」ではなく、「6 地域自治」とすべき。「都市内分権」は「地方分権」同様、『中央から分け与える権限』に思える。地域主権の志を明確にすべきである。

## (1) 地域自治区

- ・③事務所については13区と旧市で異なるが、整合を明確にしておく必要があるのではないか。
- ・④・⑤は基本条例で規定する必要がないので削除してはどうか。

## <7 協働・市民参画等>

### (3) コミュニティ

- ・①カッコ内のコミュニティの定義では幅広過ぎる。また「団体」より「集団」という言葉の方が、集まり・つながりをイメージできる。「活動する市民団体」を「地域に関わりながら活動する集団」としてはどうか。

## <8 市民投票>

全 体 ・市長は住民投票の実施を「市民の意見が二分しているとき」としているが、それはここで規定される『市民・市議会・市長が対等に発議権を持ち、市民意思の確認をする』と異なる。明確な記載が必要ではないか。

### (1) 市民投票

- ・7の中で、「総数の4分の1以上」とあるのを「総数の5分の1以上」とすべきである。一般的には市民投票は投票率が2分の1以上の場合に成立するといわれ、そのうちの2分の1を超えると可決される。すなわち「総数の4分の1以上」は可決要件と同じであり、制度矛盾をきたすといえるのではないか。
- ・7の「総数の4分の1以上」に賛同する。住民による重い判断となることから「4分の1以上」が妥当である。
- ・7の「総数の4分の1以上」ではハードルが高すぎるのではないか。
- ・8の中の「年齢満18歳以上の市民で」を削除した方がいい。高校生の対応をどう考えているのか。

## <10 最高規範性>

全 体 ・「最高規範性」は10番目に記載されているが、本条例の位置づけという点から「総則」の次(2番目)に持ってくるべきではないか。

- ・①で「最高規範、～遵守し」、②で「他の条例、規則等～この条例の趣旨を尊重し」「この条例との整合を」と記載されているが、これだけでは最高規範性の位置づけが不透明なのではないか。

## <11 改正等>

### (1) 条例の見直し

- ・①の中の「5年ごとに、」を削除してもいいのではないか。
- ・①の中で、「5年ごとに」を「4年ごとに」にすべきではないか。4年にすれば市長任期の中で必ず1回は見直しをすることになる。
- ・【説明】の中で、「総合計画に準じて5年に一度」となっているが、総合計画の見直しと直接関係ないので、紛らわしい記載は削除すべき。

### (2) 改正手続

- ・市民、市議会も改正の提案(請求)をすることができるので、その規定を設けるべきである。
- ・「広く市民の意見を聴くために」のあとに「市民投票を發議し、又はその他」を加え、最高規範にふさわしい民主的な手続を担保する。また改正内容に応じて必要な措置を選択できるように「その他」の文言を入れておく。
- ・「改正には市議会の3分の2以上の賛成が必要」とした特別議決の条項を入れるべきである。
- ・【説明】の中の「執行機関である市長の権限濫用を防止する観点から、」は不要であると考える。

以上